

人間関係トラブルが起きそうな場合は事前に施設に伝えておきましょう。もし起きてしまった場合は、早急に介護職員に相談してください。

どれだけ問題が起らないように手を尽くしても、人間関係のトラブルを完全に防ぐことはできません。万が一、老人ホームで入居者同士のトラブルに直面した場合は、介護リーダーや相談員、施設長に相談しましょう。

施設側は当事者同士が顔をあわせないように、食事やレクリエーションの際にお互いを離れて座らせるなどの対応を行います。施設によっては居室の変更を検討してくれる場合があるので、確認してみると良いでしょう。

一般的に、加齢が進むと人は頑固になりやすく、施設ではトラブルが起りやすいと言われています。認知症が進行している入居者の場合は、その度合いによって幻覚や妄想などによる「泥棒扱い」や「侵入」、「荷物の持ち去り」、「暴力・暴言」などを行ってしまう可能性も考えられます。

身体状態に問題がないかだけを確認し、入居者同士の関係性に目を配る余裕がない施設だと、トラブルが表面化するまで対応できず、家族を巻き込む大きな問題に発展しやすくなるでしょう。利用者と介護職員に良い関係性がつくれていれば、トラブルも少なくなるはずですよ。

施設を訪問した際に、利用者と介護・看護職員のコミュニケーションがどのように行われているかを確認すると良いでしょう。

利用者の話を職員がしっかり傾聴できているか、利用者が気持ちよくいろんなことを話せているかなど、見学時でもそれらのささいな光景をチェックしてみると良いでしょう。

## ショートステイの費用は？

要介護3の方で、介護保険施設のショートステイだと1日あたりの基本料金の利用者負担(1割負担の方)が700～1,000円(食費、部屋代含まず)、有料老人ホームの場合は全額自己負担で数千～2万円程度です。

ショートステイとは、数日から数週間単位で利用できる介護保険サービスで、「短期入所生活介護」と呼ばれています。

名称からもわかるように、短期での利用が前提で、連続利用可能日数は30日です。

31日以上利用する場合の費用はすべて自己負担になるので注意しましょう。(31日以上の場合は、ケアマネージャーさんに相談しましょう)

ショートステイを利用できるのは、65歳以上で要支援1・2、要介護1～5、または40～64歳で特定疾病により要介護認定を受けた方です。

介護は長期戦なので、プライベートな時間を

を確保するためにも活用してみると良いでしょう。在宅介護を行っている人(介護者)にとっては、急用ができた、どうしても外せない用事が入っている場合などに活用したいサービスです。介護保険施設でのショートステイは介護保険が適用されますが、有料老人ホームで提供されているショートステイを利用した場合、「有料ショートステイ」として介護保険適用外になるので確認しておくようにしましょう。